

6-10 減価償却資産等の償却費等の損金算入〔ランクA〕

1. 償却費の損金算入

重要度◎

(1) 内 容 (法31①④)

内国法人の各事業年度終了の時にあっては、有する減価償却資産につきその償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その事業年度において償却費として損金経理をした金額（以下「損金経理額」という。）のうち、取得日等の区分に応じ選定した償却方法に基づき計算した償却限度額に達するまでの金額とする。

（注）損金経理額には、償却事業年度前の各事業年度における損金経理額のうち損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

(2) 償却超過額の処理 (令62)

内国法人がその有する減価償却資産についてした償却の額のうち各事業年度の損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その資産の帳簿価額は、その金額の減額がされなかったものとみなす。

(3) 明細書の添付 (令63)

損金経理額がある場合は、明細書を確定申告書に添付しなければならない。

2. 少額の減価償却資産 (令133)

重要度◎

事業の用に供した減価償却資産（リース資産等を除く。）で、次の(1)又は(2)を有する場合において、その取得価額相当額につき、その事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(1) 取得価額が10万円未満であるもの※

(2) 使用可能期間が1年未満であるもの

※ 貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。

3. 一括償却資産 (令133の2)

重要度◎

(1) 内 容

減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの（リース資産等及び上記2.の適用を受けるものを除く。以下「対象資産」という。）を事業の用に供した場合において、その対象資産※の全部又は特定の一部を一括したもの（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額をその事業年度以後の費用の額又は損

理論マスターの改定等

失の額とする方法を選定したときは、その一括償却資産につきその事業年度以後の損金の額に算入する金額は、損金経理をした金額（以下「損金経理額」という。）のうち、損金算入限度額に達するまでの金額とする。

※ 貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。

(2) 損金算入限度額

取得価額の合計額× $\frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$

(3) 明細書の添付

損金経理額がある場合は、明細書を確定申告書に添付しなければならない。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例（措法67の5）

重要度◎

(1) 内容

青色申告書を提出する中小企業者等（常時使用する従業員数が400人以下の法人に限る。）が取得等し、かつ、事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が40万円未満であるもの（取得価額が10万円未満であるものその他一定のもの※を除く。以下「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、その取得価額相当額につき、その事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

※ その他一定のもの … 上記2.又は3.等の適用を受けるもの及び貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したもの

（注）その事業年度の少額減価償却資産の取得価額の合計額が年300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち年300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(2) 明細書の添付

この規定は、確定申告書等に明細書の添付がある場合に限り適用する。

5. 減価償却資産の意義（法2二十三、令13）

重要度◎

棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべきものとして一定のものをいう。なお、事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。